

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年2月25日（金）17:00～17:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------------|
| 庄司 裕宇 | 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長 |
| 小林 大樹 | 農林水産省大臣官房政策課長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 樋口 聰 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催したいと思います。

本日は、農林水産省に御出席いただいております。

本日のテーマでございますが、「『農泊』推進のための簡易宿泊施設の設置促進等について」でございます。

資料は、事務局と農林水産省から御提出いただいております。

資料につきましては、農林水産省から、時期を見て公開というお話を伺っておりますけ

れども、理由について御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○庄司課長 実はこれは法改正を含む内容になっておりまして、今、開会している通常国会に提出する予定であります。

今、ちょうど与党の審査を受けている状況でございまして、そういう意味では中身が固まり切っていないので、閣議決定は3月上旬を目指していますけれども、その時点になりますと一般に公開できるような感じになりますので、よろしくお取り計らいのほう、お願いいたします。

○八田座長 分かりました。そうすると、閣議決定まで待つて資料を公開するというところでよろしいですか。

○庄司課長 すみません、よろしくお願いたします。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、議事要旨も同様の扱いということでお願いいたします。

本日の流れでございしますが、まず、事務局から資料を説明させていただきまして、その後、農林水産省から御説明いただきます。その後、先生方の質疑応答という形で進めさせていただきます。

以後の進行は、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、今説明がありましたように、事務局から御説明をお願いいたします。

○樋口参事官 それでは、資料に従って御説明申し上げます。

1 ページ目からでございます。本件については、令和元年に農用区域内の農家レストランに併設して農業者が設置する簡易宿泊施設を農業用施設に位置付け、農用区域内に設置することができるようという要望があったことを契機に、令和2年からワーキンググループで議論してきたことでございます。

2 ページをお開きいただければと思いますけれども、この間、農林水産省は地域再生法に基づき農振除外ができる施設に簡易宿泊施設が含まれるということを明確化するガイドラインなどを発出しましたけれども、これは農振除外という形になりますので、右の枠になりますけれども、農用地区域以外に代替地がないなどの要件があるということ。3 ページをお開きいただきますと、農振除外に手続がかかり、着工までに半年以上の期間がかかることから、検討を継続してまいりました。

簡易宿泊施設は農地の中にあるという土地柄から考えれば、食事の提供抜きにはなかなか機能しがたく、農家レストランと併設になるということが基本的に考えられるところでございます。

4 ページをお開きいただければと思いますけれども、ゆえに本件については現提案以外にも、特区や自治体の中に農業用施設としての設置、位置付けを求めるような要望がございました。

5 ページをお開けいただければと思いますけれども、このため、約 1 年前、令和 2 年 12 月の諮問会議決定では、後ろのほうに「また」以下がございますが、「多様な農地利用等のための施策について、『農泊』等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し」ということになり、その後、成長戦略では、「農泊」を推進することを含め、迅速な手続を進めることを可能とするという形になっております。

この間、昨年 3 月には、農地を錦鯉等の養殖池とするような場合の農地の一次転用の期間延長が認められました。

また、6 ページにありますけれども、千葉県からは、成田空港の航空貨物の物流拠点強化の関係で、個別具体の整備計画を求められる農振除外協議では、事業者が事前に農振除外の可能性を予見できず、事業者の参入障壁とならないように、空港周辺に広がる農用地区域のうち交通要所の範囲で物流施設等の設置が見込まれるような土地の農振除外要件等を緩和してほしいという提案もございます。

本日は、このように 1 年間議論してきた「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等について、農林水産省の措置、検討状況をお伺いできればと思いますので、御説明をいただきたいと思っております。

○八田座長 農林水産省、お願いいたします。

○庄司課長 よろしく申し上げます。

まず、農林水産省の資料の 1 ページをお開きください。政策文書における位置付けでございます。先ほど樋口参事官のほうからございましたけれども、一番最初、令和 2 年 12 月の特区諮問会議の資料が付いています。

前段は地域再生の対応の話です。これは 3 月 18 日付で通知を出して対応しております。

本日の御説明は、後段の「多様な農地利用等のための政策について、『農泊』等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和 3 年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる」、この点について御説明したいと思っております。

同じページの下の前年 6 月の成長戦略フォローアップでは、「農泊」を含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とすると決まっております。

続いて、2 ページはただいまの成長戦略フォローアップに至るまでの議論の経過を拾っております。

まず、昨年 5 月に「人・農地など関連施策の見直しについて」ということで農林水産省から出させていただいています。まずそれがございます。

真ん中は、新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会という二つの検討会を回してきまして、その中間取りまとめを去年 6 月に出しております。そこでは、今後の施策の方向性のところにありますように、従来の 6 次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させるのだ、推進していくのだということがうたっております。

さらに、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者や団体を支援するために、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化のための措置について検討すべきではないかという御提言をいただいております。

こういうことを踏まえまして、先ほど見ました昨年6月の成長戦略フォローアップに位置付けられているということですし、昨年6月にこちらのワーキンググループでも説明させていただいて、議論いただいたということでございます。

さらに検討を進めてまいりまして、去年の年末、12月24日にもう一回、「人・農地などの関連施策の見直しについて」という取りまとめを行ってございまして、その中で、一番最初のところ、農山漁村活性化法に仕組みを設けるということをお示ししているということでございます。

3ページをお願いします。どんな仕組みを設けるかという点でございますが、農山漁村活性化法という法律がございまして、3ページの図で言いますと黒い部分が現行の仕組みになります。まず、事業者や団体が提案を行って、市町村の場合が多うございますけれども、市町村・都道府県が活性化計画を作成して、国に提出すると交付金が交付される。現行はそういう予算支援中心の法律になっております。

赤い文字で、今回改正して措置する部分をくっ付けてありますけれども、赤文字のような措置をプラスするという事です。

事業者や団体が現行では交付金で活性化施設を造りたいという提案をするわけですがけれども、この提案制度を拡充しまして、施設の整備のために農用地区域からの除外とか農地転用をしたいという提案もできるようにするという事でございます。

そして、提案を受けまして、市町村が所定の手続のもとで活性化計画を作成することになりますと、農用地区域からの除外や転用の特例が適用されるという仕組みにしています。

4ページをお願いします。その手続というか仕組みを時系列で表したものでございます。下のフローチャートを御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、事業者や団体が活性化計画の提案をするということでございます。提案を受けた市町村は、計画の案を作成するという事です。その次に、都道府県との調整とか、計画ができれば公表するという事です。計画の手続が完了すると、直ちに工事に着工できることになる。要するに、転用許可や農用地区域からの除外は後回しにできるということで、手続がだいぶ早くできるような仕組みにしております。

5ページは、どれぐらい迅速化するのかということ比べたものでございます。一番上は通常の手続の場合です。通常は、事業者や団体がまず市町村に農振除外をしてほしいという申出を行います。申出を受けた市町村が案を作って、公告縦覧、異議申出という手続を踏んで、さらに県知事に協議をして、公告を行うという一連のプロセスがございまして。

それが終わった後に、農業委員会に申請をして知事が許可を行うのが一般的ですがけれども、事業者や団体は、今度は転用許可の申請を行います。両方終わった後に初めて着工できるというのが通常のパターンです。

冒頭に樋口参事官のほうからお話がありましたけれども、通常の手続をとっていると時間がかかるということで、「農泊」施設を農業用施設に位置付けてほしいと要望があったと我々は受け止めております。

中段の農業用施設の場合はどうなるかということですが、農用地区域から除外する必要はなく、農地から農業用施設用地という用途に切り替えることで済むということになります。用途変更の場合は、農用地区域から除外する場合と比べて手続が少なく済むことになります。上の黄色いところを比べていただくとお分かりいただけると思いますけれども、簡易な手続、短い手続でできる。これは同じですけれども、その後、転用許可に続くことができるような仕組みになっています。

先ほども申し上げましたけれども、このように「農泊」施設を農業用施設に位置付けてほしいという要望がありましたのは、通常の手続に時間がかかるということだと思っております。

ただ、農用地区域と申しますのは、耕作とか養畜、家畜を飼うこと、その事業にどうしても必要な施設のための区域だということをございまして、その目的と関係のないものは作れないということになっています。要は、農業をやるところとそうでないところをきちんと分けるというのがゾーニングの基本的な考え方でございます。これがあやふやになりますと、農地の近くに家が建ったりするということになる。そうすると農業をやっていく上でも支障が出ますし、住む人にとってもいい住環境ではなくなってしまうということで、我々は御提案を受けましてから、「農泊」施設を農業用施設と扱うことはできないということなのですけれども、御提案の理由であった迅速な手続は何かできないかということを検討してまいりました。

一番下段の新しい農山漁村活性化法の仕組みを御覧いただきたいのですが、まず、事業者とか団体が市町村に活性化計画の提案を行います。それで活性化計画の作成手続が完了する、その時点で工事に着工できるということになります。

6ページは、法律の改正前後で手続がどう変わるのかを比較した表でございます。上の段は農業用施設として扱う場合、農家レストランなんかは今、そういう扱いになっています。下の段が今回の改正後の制度を使って除外して行う場合の比較になっています。左側が従来、現行で、右側が見直し後、改正後になります。

左側を御覧いただきたいのですが、農業用施設として扱う場合とそうでない場合を比較していただくと、農業用施設として扱うほうが用途変更で済みますので、有利になっている、早くできるということでございます。ただ、造った後に施設を増改築するときには、また農振の開発許可が必要になるので、そういう問題はあるにしても、造るだけだと確かに農業用施設のほうが早くできることになります。

これが今回の改正でどうなるかということですが、右側を御覧いただきたいのですが、活性化計画の作成手続が完了すると、農用地区域からの除外は後回しでいいということになりますし、転用許可が不要になるということです。それから、施設を造った後に

増改築する場合も許可は要らないということで、施設を造る際、あるいは造った後、かなり有利な仕組みになるのではないかと考えております。

それから、農業用施設の場合と違って、農山漁村発イノベーション施設の場合については施設がカバーしている範囲も幅広くなりますし、農業用施設ではありませんので、農家が設置するといった要件もありません。ですから、自由にやっていただけるのではないかと考えております。

そういうことで、最初の宿泊施設の御提案を契機に制度改正を考えさせていただきましたが、最初の御提案よりもかなり使いやすい仕組みに仕上がっているのではないかと考えております。

冒頭に申し上げましたように、現在、法案を提出すべく与党の審査中でございます、そういう意味で資料の公表は閣議決定後をお願いしたいと思います。是非、ワーキンググループにおかれましても、本法案に対する御支援を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

まず、今回のイノベーション施設の法案については、ワーキンググループのみんなも是非やっていただければと思っておりますけれども、それに加えて、その後で我々が提案しているような農業レストラン併設型の農用地内の域内設置ということも検討をお願いしたいと申し上げているわけです。

ところで、6ページに比較表で見ると、イノベーション施設のほうが全部よいということのようなのですが、イノベーション施設のほうが不利な点というのはどういうものがございませうか。

○庄司課長 農用地区域に入っていると施設を増改築したりするときに開発許可を一々取らないといけないような感じになるのですけれども、そこから除外してしまうと、農振法の規制はかからないような世界になります。

それから、転用許可も活性化計画を作る段階で許可の審査を一緒にやってしまいますので、転用許可も手続が終わっているということで、イノベーション施設として扱うほうがその後の自由度は高いと思いますので、そんなに不利な点はないと思います。

○八田座長 分かりました。

この表で比較すると、イノベーション施設のほうには不利な点がないから、これをやったら農用地であるということは無意味でしょうという御議論ですね。

○庄司課長 そのように考えています。

○八田座長 そういうことですが、委員の方から御質問、御意見はございませうでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 ありがとうございます。

何回も説明いただいたので大体理解している話で、私たちが伺いたいことは、農家レストランと宿泊機能の付いた農家レストランを別に扱う理由は何ですかと、ただその1点だけです。

今、八田座長の質問された6ページ目の資料で、ほぼ同じである、あるいは農山漁村発イノベーションのほうが有利になるぐらいですということであれば、むしろそちらに合わせたらいではないですか。ともかく、同じ扱いにすべきではないかと思いますが、そこはいかがですか。

○八田座長 農林水産省、どうぞ。

○庄司課長 途中で若干御説明したのですけれども、ゾーニングという考え方の話なのですが、要するに土地の利用というのはなるべくそろえて、異質なものが中に入っていないほうがお互いに効率的というふうに行くということなのではないかと思っています。

例えば、農業をやるところに家が建っている、人が住んでいるとか、そういうのが併存すると、農業をやる上でも支障になるし、住む人にとっても農薬がとか、臭いがとか、お互いに色々よくないので、ちゃんと分けるのだということだと思います。

これは別に農業に限らず都市計画とか、土地利用の計画制度について言うと一般的な話で、とにかくちゃんと分けてやるほうがお互いにいいのだということでございます。

考え方は、要は農用地区域は、農業をやるところだということですので、農地と、施設は農業をやる上で本当にどうしても必要なものを作っただけのようにしているということでございます。宿泊になってきますと、農業に必要な施設とは言えないということで、そういうものまで農業用施設扱い、農用地区域に入れておくわけにはいかないということで、今回、そういう形を取らなくても早く手続が取れるような仕組みを考えさせていただいたということでございます。

○原座長代理 そこが理解できませんと言っています、農家レストランの場合には農業用施設として扱っている。これはなぜかという、農産物を提供する農家レストランであれば農業用施設、今おっしゃった農業に必要な設備であると捉えていいという整理がされているわけです。農家レストランで晩御飯と朝御飯を両方出します。その間に宿泊もしますというのをなぜ別の扱いをする必要があるのか。同じ扱いでよろしいのではないですか。農業にとってより有益な施設になるわけですから、同じに扱ったらよろしいのではないですかということですか。

農地転用の話は長年ずっと議論しています。最初に御紹介のあった錦鯉の話とか色々あったのですが、これまで拝見していると、農林水産省がずっとされるのは、個別の要望があるとそこに応えて、パッチワークで色々な制度を作っただけなんです、ところが全体として整合性の取れていない、怪奇な仕組みがどんどん作られてきているというような印象を持っています。

規制制度はできるだけ明快であるべき、簡易であるべきだと思います。なので、この際きちんと整理をして、どういったものであれば農業に貢献する設備だと認められるのかと

いうことを整理し直されたらよろしいのではないですか。なので、今回出していらっしゃる法案について反対するつもりは全くないです。私は今回の法案の内容がいい解決策だとは決して思っていないですけれども、反対はしませんので、それは進めていただいた上で、引き続き継続課題として農家レストランと宿泊機能の付いた農家レストランを同じに扱ったらよろしいのではないかというような課題も含め、是非御検討いただけたらと思っています。

○八田座長 農林水産省、いかがでしょうか。

○庄司課長 元々の要望は、迅速に手続をしたいのだということで今までずっとやってきているわけでありまして、そういう迅速化の要請と、先ほど来申し上げているように農業用施設というのは農業をやる上でなくてはならないものだ。それを農用区域には造れて、そうでないものは造らない。それをごちゃ混ぜにしないというのがゾーニングの考え方でございまして、それが色々なものを認め出すと、どんどんスプロール化が進んでいって、結局農業サイドにもそうでないほうにとっても良くないということになってしまいますので、そこはきちんと線を引かないといけないと考えております。

○原座長代理 今、おっしゃっているのは同じ話なので、申し上げたことにお答えいただければと思います。

○庄司課長 ですから、我々はきちんとそういう考え方でこれまでもやってまいりましたし、今後もやっていくつもりでありまして、そのために除外のほうを早くやらないといけないということで法律を提案させていただいているということでございます。

○八田座長 今、原委員がおっしゃったことの補足ですけれども、農泊施設というのは結局食事提供なしにはあり得ないわけですし、食事で提供するものが、その農家で作ったものであるという、基本的に農家レストランと同じ構造なわけです。そうすると、農産物を使った食事を宿泊施設でやるほうが付加価値は、はるかに高い。にもかかわらず、農泊施設を、農家レストランと違って、農用地にしないというのは、概念上よく分かりませんねという話をされたのだと思います。そこに関してはどうですか。農家レストランを農用地でできる目的に、農泊施設のほうをはるかに寄与しているのではないですか。

○庄司課長 まず、農泊になりますとそもそも宿泊サービスのほうがメインになってくると思いますし、食事の提供ができるレストランが造れることを取っかかりに、それに何でもかんでも付加できるという話になりますと、食事の提供をする工場というものも可能になってしまうことになって、とにかく施設を認めている考え方は、農業にどうしても必要なものということしかやらないということで農用区域を決めていますので、それと関係のないものがどんどん入るようになってしまいますと、これは困るということでございます。

○八田座長 でも、提案者は、例えば農業の見学をしたいというような人たちもそこに入りたいと言うのです。食事だけでも、それこそ1食だけ食べて帰るよりは、朝昼晩ときちんとその土地の農産物を食べられて、その中でちゃんと暮らすというのは素晴らしい農

業体験もすることもできる。これは農業そのものではないですか。だからこそ、農家レストランというのは認められたのだと思います。

○庄司課長 今おっしゃっているのはもちろん大事なことなので、それはまさに農山漁村発イノベーションとして我々が推進しようと思っているものなので、こっち側の施設としてやっていただければ色々な制約もありませんし、よろしいのではないかと思います。別に今おっしゃったような考え方を否定しているわけではなくて、農山漁村発イノベーション施設側でやっていただくということにすればいいのではないかという考えで、今回、制度改正を考えているところです。

○八田座長 中川委員、お願いいたします。

○中川委員 2点お伺いしたいのです。

最初に八田座長のほうから不利な点はないのかという話がありましたけれども、それはないというお答えだったのですが、内閣府の説明で、イノベーション施設についての法改正は、農用地区域以外に余地がないと。要するに、農用地に設置せざるを得ないという要件がかかってくるけれども、農業用施設になった場合にはそれがかかってこないという懸念が表明されたのですが、それはデメリットにはならないのでしょうかというのが1点目です。

2点目ですけれども、何が農業にとって必要なものかどうかという非常に観念的な議論というのは、基本的に農林水産省がこう思うというようなことしかなくて、まさに今回説明されているような、例えば住宅と農業をやるということが混在すると外部不経済を与えて何か困るというようなことがあるのだとしたら、本当にそういうことが起こるのかということを実験してみて、それが農家レストランでは起こらなかったけれども農泊では起こったということがあるのであれば、特区で実験してみないとそれは分からないことだと思うのです。

農業にとって何が必要不可欠なのかということについて、農林水産省がこう思うということではなくて、それはどういうことをまさに懸念されているのかをはっきりお示しいただいた上で、本当にそういう懸念が発現してしまうのかということを実験してみるということは非常に重要なことだと思います。それは特区でないとできないような検証だと私は思うので、今回の法改正は非常に大きな前進だと私は思っておりますけれども、併せて農業用施設に位置付けるということについては、このワーキンググループで一貫して主張してきたこと、要するに農家レストランと並ばせてくれということは一貫して主張してきたことですから、意見になってしまいましたけれども、それについて真正面からお答えいただいているとは思えないということを申し上げたいと思います。

○八田座長 それでは、農林水産省、お願いいたします。

○庄司課長 まず、1点目の農用地区域からの除外の場合と、用途区分の変更の場合と、どちらが有利なのかということですが、農用地区域からの除外の場合は、農用地区域から出しますので、そうせざるを得ないかどうかは見るにしても、結局、農用地区域か

らの除外の場合も、用途を変える場合も、どちらも農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを見ておりまして、簡単に言うと、広い農地のど真ん中には造れないという感じの基準になりますけれども、どちらも大体同じ基準で見ておりまして、農業用施設になるとどこにでも好きなように造れるということではなくて、効率性かつ総合的な利用に支障がない、真ん中に農地を分断するようには造れないという意味で、ほぼ同じ要件で審査をしております。それが1点です。

2点目の農業にとって何が不可欠なのかということですが、農業といってももう少し狭い耕作と養畜の事業になりますが、繰り返しになりますけれども、例えば都市計画法の都市計画なんかと一緒にすけれども、住宅のあるところには住宅を集める。工場を造るところには工場を建てるといように分けるのがお互いにいいということで、それは農業のほうも同じ考え方でやっておって、いちいち実験するような世界ではないのではないかと思いますけれども、ちゃんと分けてやることがお互いにとっていいという考えで、農用地区域という農業をやると決めたところは農業に必要な施設までしか造れないということをやっておるといことでございます。

○中川委員 今のお答えだと、まず1点目につきましては二つの要件があって、一つは総合的云々というものと、もう一つは農用地以外に余地がないという条件がある。それは総合的な云々で全部見えていますからというお話ですが、そうだとしたら、農用地区域以外に余地がありませんという要件は要らないということをおっしゃっているのに等しいですから、法改正をして全部除いていただくということが正しい道だと思います。

2点目については、農林水産省がそんなふうに思っているということをお繰り返していただいているだけであって、実際にデータを見たり実例を検証させていただくということが必要ではないかと思っております。

○八田座長 それでは、本間委員、お願いいたします。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

農林水産省も6次産業化を進めているわけで、農家レストランと農泊が違う扱いというのは私も納得ができないということで、これは他の委員の方と同じですので、お答えは結構です。

疑問というか質問なのでありますが、この場合、農振除外に当たるということで、例えば設置要件で代替地がないといった条件が付くのか、付かないのか。そのあたりについていかがでしょうか。

○庄司課長 順番がひっくり返るだけで審査は同じようにやりますので、代替地あるいは先ほど来出ています真ん中に造らない効率的かつ総合的な利用とか、そういうことは見ます。全く何もしないで自由に造れるということではありません。これはちゃんと土地利用調整をすることが原則だと思っております。調整のないままに好きなように造るということではないと思っております。

○八田座長 真ん中に造らないというのは分かりますけれども、代替地の要件は二つで違

うのではないですか。

○庄司課長 農用地区域から出すときは、その前に代替地がないかどうかは見てもらうという意味では違いはあります。

○八田座長 そこで二つには根本的な違いがありますね。

先ほど、不利な点がないから今度のものだけでいいのだとおっしゃったけれども、はっきり不利な点があるのだから、これは2段構えでいくべきではないですか。

本間委員、続けてお願いします。

○本間委員 今、八田座長が言われたことが私も言いたいことでした。

もう一点は、市町村の対応で手続の迅速化にきちんとつながるかどうかが、そのあたりの担保措置または監視体制と言いますか、現場での対応についてどのようなことをお考えでしょうか。

○庄司課長 お答えします。

まず、市町村が計画を作る仕組みになっていますが、事業者から提案できる仕組みになっていますので、事業者が提案をして、自治体がそれを受けて作ればいいことになりますので、何もなしのところから市町村が作るとなるとなかなかというのはありますけれども、提案の仕組みがありますので、計画の策定にはそんなに時間を要しないのではないかと思います。

運用のところでは工夫をして、出てきた提案がそのまま計画になるとは言いませんけれども、なるべくそれに近い形で計画に取り込めば、計画として成立するように、書式とか、申請の仕方を工夫することによって、なるべく負担のない短時間でできるような仕組みにしていきたいと思います。

さらに今回、農山漁村の人口減少とか高齢化が厳しくなっているといた状況の中でこういう活性化を図っていかないといけない、所得や雇用機会を確保しないといけないということで振興策を打っていますので、改正の趣旨や目的についても自治体にしっかり御理解いただいて、周知などを十分行って、きちんと制度が回るようにしていきたいと思っています。

○本間委員 ありがとうございます。

○八田座長 あと、落合委員から御質問がありますので、落合委員、お願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。

色々御議論いただいているとは思いますが、元々令和2年末の諮問会議の決定の中では、多様な農地利用等のための施策については農泊等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討するという形になっております。そういった中で元々農業用施設については議論として重要になっている部分があるのではないかと考えております。また、その中で今回の手続について迅速化するのには良いことなのですが、結局、農業用施設として位置付けるといことがないと、結果的に全部のタスクがクリアできたという形にはならないのだと思います。そういった観点で、課題を一部クリアはしていただいているのだと思うのですが、

併せて対応していただくべきことだと思いますし、その際に、他の委員の先生方も言われておりますが、農泊についてもレストランも含めて、農業の産業の高度化に非常に重要なものだと思いますので、形式的にレストランだけ異なる線を引くといったことではない形が適当なのではないかと考えます。

意見ですので、以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

時間が過ぎておりますけれども、今度の農林水産省の案はとてもいいところもあって、それは農家以外の外の人もこういう事業ができるということだろうと理解しています。一方で、農用地の域内施設ということはそれなりの意義が非常にありますし、原委員が言われたことだけでも、何よりも元々の農家レストランを活用するということと同じ精神で活用できるわけなので、これをやっていただくということはそちらの面でもメリットもあると思いますので、併せて御検討いただきたいというのが委員の総意だと思います。

したがって、この法案通過後も、農用地域内で設置できるという方向も御検討いただきたいと思います。

事務局からは何かありますか。

農林水産省から、最後に何かコメントはありますか。

○庄司課長 制度改正をしておりますので、その点についてはしっかりやっていきたいと思っておりますし、農山漁村の活性化につながるようにしていきたいと思っております。

ただ、施設の話は元々迅速化を契機に話が始まっていて、我々は検討会を回したりして、2年間、真摯に検討してまいったわけですけれども、途中、話が違う方向に行っているような感じがしなくもないのですが、我々としては最初にいただいたミッションと言いますか宿題をきちんと返していると考えているところです。引き続き、また議論ということですが、我々としては、この件はきちんと結論を出したのではないかと考えています。

○八田座長 非常に明快で、確かに迅速化を図られたというのは分かるけれども、これは迅速化する範囲をかなり限定されたわけではないかと。

○庄司課長 限定ではなくて逆だと思います。

○八田座長 それが第1点。

もう一つは、農家レストランを農用地で認めて、これを認めないという理屈が分からない。全部農林水産省が勝手に決めるというのはよく分からない。だから、そこは整合的にやってくださいということだと思います。したがって、今、お聞きになったことから分かりますように、我々は、これはこれでいいけれども、農林水産省の今度の法案だけでは足りないという理解ですので、是非とも御検討をお願いしたいと思います。

○庄司課長 非常に残念な感じがしますが、さすがにこの件で終わりにしていただいてということではないかと思っております。

○原座長代理 それは話が違ふと思っております。今になって違ふことを言っているようなことをおっしゃっていますが、全然そうではなくて、検討過程において私たちはずっと同じこ

とを言い続けています。

○八田座長 今日議論はいずれ公開されたとき、違いがあることを誰にでもお分かりいただけると思います。是非とも御検討をお願いしたいと思います。

○庄司課長 元々迅速化をしてほしいのだと。事務局の資料の3ページにありますように、時間がかかっているのだというところに端を発していたわけでごさいます、ちゃんとそれに見合うような仕組みを作っているということで御理解いただきたいと思います。

○八田座長 迅速化される範囲が限定されていることが一つの問題だと申し上げています。

○庄司課長 範囲は広いです。

○八田座長 全く同じならば、中川委員がおっしゃったように根本的な法律の改正が必要だろうということになると思います。

全く意見が違っていますが、今日は時間がありませんから、今後も引き続き検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○庄司課長 大変残念です。

○八田座長 私どもも残念です。よろしく願いいたします。

○庄司課長 大変残念です。

○八田座長 こちらこそ、全く何も理解していただけなかったということで残念です。

それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。